

周南総合庁舎における売店経営者の募集について

1 形態

職員の福利厚生を目的とする売店の経営を行い、食品、嗜好品、その他日用雑貨品等の販売提供を実施することとし、行政財産使用許可によるものとする。

2 募集方法

徳山商工会議所、新南陽商工会議所、熊毛町商工会、鹿野町商工会、都農商工会(以下「5商工会議所等」という。)の会員へ募集案内を配布し希望者を募る。

3 応募資格

- (1) 5商工会議所等の会員で、周南市内において小売業を行っている者で、概ね5年以上の経営実績を有する者
- (2) 自動販売機業者については、応募の日から選考の日までの間のいずれの日においても県が実施する自動販売機設置業者公募への参加停止を受けていないこと。
- (3) 自己、自社又はその経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第2号に規定する暴力団員又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある者でないこと。
- (4) 食品衛生法に基づく営業の禁止・停止命令及び改善命令等の行政処分を過去3年間受けていない者
- (5) 過去3年間、山口県における県税、国税を滞納していない者

4 営業条件

- (1) 営業場所及び売場面積 周南市毛利町2丁目38
 - ア 周南総合庁舎1階売店 売場面積24.75㎡
 - イ 周南総合庁舎1階自動販売機エリア 使用面積4㎡(現行)
- (2) 営業日
土曜日・日曜日、祝祭日、年末年始を除く毎日
(自動販売機営業は庁舎閉庁日を除く毎日)

(3) 営業時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(自動販売機営業は午前8時から午後10時まで)

(4) 営業開始予定日

令和元年10月1日(火)

5 事業要件等

(1) 職員の福利厚生を目的とする事業であること。ただし、一般の者も利用できるものとする。

(2) (1)による行政財産使用に伴う使用料は、売店売場については山口県使用料手数料条例第4条の規定により減免する。その場合において、自動販売機等設置に係る使用料はこの限りではない。

(※令和元年度周南総合庁舎1㎡当たりの自動販売機等年間使用料 25,382円)

ただし、規定の要件(含む条例改正等)を満たさなくなった場合は、この限りではない。

(3) 水道、ガス、電気、空調関係に要する経費は実費負担とする。

(4) 規模、営業種目は原則として経営者の裁量による。

6 利用者

総合庁舎に勤務する職員等

庁舎者職員数 240人程度

開放施設利用者 年間3万人程度

7 契約期間

1年とする。但し、更新を妨げない。

(令和元年度は令和2年3月31日までとする。)

(自動販売機営業については、最長令和4年3月31日までとする。)

8 応募提出書類

(1) 申込書(様式1)

(2) 添付書類

- ・営業経歴書(様式2)

(過去3年間の財務諸表、過去3年間の納税証明書、会社概要等を含む。)

- ・事業計画書(様式3)

10 応募期限

令和元年9月6日(金)

(各会員の属する4商工会議所等へ提出願います。)

11 その他

応募に関するお問い合わせは、周南県民局(0834)33-6411 担当 ^{えら}恵良に御連絡
ください。